

令和7年4月

学生の皆様へ

保健管理（町田）センター長 嶋田芳男
保健管理（千代田三番町）センター長 竹中真紀子

学校感染症について

「学校感染症」とは、学校などの集団生活の場で感染が広がりやすい感染症のことを指します。対象となる感染症については、**別紙1**を参照してください。

これらの感染症に罹患した場合は、周りに感染を広げないための対応をとることが重要です。本学では、学校感染症に罹患した際の手続きを以下のように定めています。

- ◆ 学校感染症に罹患したことが判明したら、まずはメールや電話などで**できるだけ早く大学へ連絡してください**（連絡先は以下を参照）。これは授業の出席管理のためだけでなく、学内で感染症を拡大させないために必要な対応となります。学内で一定の感染拡大が確認された場合は、休校などの措置がとられます。
- ◆ 定められた出席停止期間を経て登校できるようになったら、1週間以内に「罹患届」（**別紙2**）を提出してください。その際、感染を証明できるものを一緒に提出する必要があります。

〈学校感染症に関する連絡・問い合わせ先〉

	町田キャンパス	千代田三番町キャンパス
罹患したことが判明した際の第一報を入れる連絡先 学校感染症に関する問い合わせ先	町田業務部 m-gyoumu@kasei-gakuin.ac.jp 042-782-9817	学務室 kyoiku-c@san.kasei-gakuin.ac.jp 03-3262-2875
「学校感染症罹患届」および「感染を証明するもの」の提出先 （窓口は、紙ベースで提出）	町田業務部	学務室

- ◆ 本学では、学校感染症による授業欠席の取り扱いを、その他の欠席とは別に定めています。詳細については、町田業務部および学務室から発出される案内をご確認ください。

別紙 1

知っていますか？学校感染症のこと

大学において予防すべき感染症であると診断された場合

- ◎ 大学において感染者が確認された場合、感染拡大防止のため、「学校保健安全法施行規則」により「出席停止期間」が定められています。
- ◎ 医療機関を受診して、医師の指示に従い、感染の恐れがないとされるまで自宅療養してください。
- ◎ 「学校(大学)において予防すべき感染症」と診断されましたら、速やかに学務室と授業担当の先生へ連絡し指示を受けてください。

学校(大学)において予防すべき感染症(学校保健安全法施行規則第18条、第19条)

2023年5月8日施行

種別	感染症名	出席停止期間の基準(登校の目安)
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブル熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるもの)	
第二種	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるもの)	発症した日を0日として5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザ)	
	新型コロナウイルス感染症	
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	
	百日咳	
	麻疹(はしか)	
	流行性耳下腺炎(おたふく)	
	風しん	
	水痘(みずぼうそう)	
	咽頭結核炎熱	
第三種	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症(※)	

(※)「その他の感染症」(上記以外の感染症)においては、医師による出席(出勤)停止の判断および指示に従ってください。